

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年1月8日
【会社名】	日本プラスチック株式会社
【英訳名】	NIHON PLAST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須藤 亘
【本店の所在の場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544(58)6830（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 斉田 敦
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544(58)6830（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 斉田 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 666,015,000円 （注） 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年12月26日 （金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	525,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年1月8日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成27年1月8日(木)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
3. 本募集とは別に、平成27年1月8日(木)開催の取締役会において、自己株式の処分による当社普通株式3,500,000株の募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から525,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
4. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当自己株式処分」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	525,000株	666,015,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	525,000株	666,015,000	-

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 4.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社		
割当株数	525,000株		
払込金額の総額	666,015,000円		
割当予定先の内容 (平成26年9月30日現在)	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成26年11月30日現在)	-
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項	-		

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、処分率が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成26年12月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	- (注) 3 .	100株	平成27年2月23日(月)	該当事項はあ りません。	平成27年2月24日(火)

(注) 1 . 発行価格(募集価格)については、平成27年1月19日(月)から平成27年1月22日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。

2 . 本件第三者割当自己株式処分においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 . 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 . みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

5 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

場所	所在地
日本プラスト株式会社 本社	静岡県富士宮市山宮3507番地15

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町8番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
666,015,000	2,000,000	664,015,000

(注) 1 . 新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分に係る手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 . 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 . 払込金額の総額は、平成26年12月26日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限664,015,000円については、本件第三者割当自己株式処分と同日付をもって決議された国内一般募集の手取概算額4,429,100,000円と合わせた手取概算額合計上限5,093,115,000円について、平成27年12月末までに1,646百万円をテクニカルセンターにおける安全部品試験研究設備や新規受注車種対応等の設備投資、842百万円を伊勢崎工場における射出成型機等の設備投資、123百万円を富士工場における射出成型機等の設備投資、13百万円を九州工場における射出成型機付帯設備等の設備投資に充当する予定であります。また、平成27年3月末までに580百万円を当社の設備投資資金として調達した短期借入金の返済、1,889百万円を平成25年8月6日に取得した自己株式の買付資金として調達した短期借入金の返済に充当し、残額が生じた場合、その他の短期借入金の返済に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成27年1月8日（木）開催の取締役会において、本件第三者割当自己株式処分とは別に、当社普通株式3,500,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から525,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年2月17日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第76期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成27年1月8日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年11月30日現在）以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出会社	富士工場 （静岡県富士宮市）	日本	安全部品及び樹脂部品の生産設備	216	93	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年7月	（注）
	伊勢崎工場 （群馬県伊勢崎市）		安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,165	323	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年12月	（注）
	九州工場 （福岡県築上郡）		安全部品及び樹脂部品の生産設備	48	35	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年3月	（注）
	テクニカルセンター （静岡県富士宮市）		安全部品及び樹脂部品の試験研究用設備	1,775	129	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年10月	（注）
武漢富拉司特汽车零部件有限公司	本社・工場 （中国湖北省）	中国	安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,678	840	借入金及び自己資金	平成26年1月	平成27年12月	（注）
中山富拉司特工業有限公司	本社・工場 （中国広東省）	中国	安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,496	793	自己資金	平成26年1月	平成27年12月	（注）
ニホンプラストタイランド	本社・工場 （タイ王国ラヨーン県）	東南アジア	安全部品及び樹脂部品の生産設備	922	488	借入金及び自己資金	平成26年1月	平成26年12月	（注）
ニートン・オート・プロダクツ	本社・工場 （米国オハイオ州）	北米	安全部品及び樹脂部品の生産設備	921		借入金	平成27年1月	平成27年12月	（注）
合計				8,221	2,701				

（注） 新機種対応及び合理化の設備です。

### 2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第76期事業年度）及び四半期報告書（第77期 第2四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年1月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年1月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第76期事業年度）の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年1月8日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成26年7月4日に以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金処分の件

## 1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円00銭（中間配当を含め年9円50銭）

配当総額 62,137,570円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、広瀬信、須藤亘、鈴木睦男、永野博久、向笠完、渡辺隆雄、森昭彦の7氏を選任する。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松下正美氏を選任する。

## 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成24年12月31日に辞任により取締役を退任されました森孝裕氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額75百万円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	決議の結果	
				賛成比率（％）	可否
第1号議案	91,279	286	0	99.69	可
第2号議案					
(1) 広瀬 信	91,174	391	0	99.57	可
(2) 須藤 亘	91,135	430	0	99.53	可
(3) 鈴木 睦男	91,190	375	0	99.59	可
(4) 永野 博久	91,192	373	0	99.59	可
(5) 向笠 完	91,187	378	0	99.59	可
(6) 渡辺 隆雄	91,193	372	0	99.59	可
(7) 森 昭彦	91,125	440	0	99.52	可
第3号議案					
松下 正美	90,799	766	0	99.16	可
第4号議案	90,695	870	0	99.05	可
第5号議案	90,790	775	0	99.15	可

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第4号議案、第5号議案、は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 第2号議案、第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第76期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成27年1月8日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第77期第2四半期)	自 至	平成26年7月1日 平成26年9月30日	平成26年11月14日 東海財務局長に提出
四半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第77期第2四半期)	自 至	平成26年7月1日 平成26年9月30日	平成27年1月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

日本プラスト株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井 淳
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石崎 勝夫
--------------------	-------	-------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本プラスト株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本プラスト株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本プラスト株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

日本プラスト株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石崎 勝夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本プラスト株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

日本プラスト株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プラスト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

「注記事項」（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び一部の在外連結子会社は、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。